

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月22日
【会社名】	株式会社ランド
【英訳名】	LAND Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松谷 昌樹
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
【電話番号】	045(345)7778
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
【電話番号】	045(345)7778
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	A種種類株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 A種種類株式 825,000,000円 第9回新株予約権証券 3,300,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 828,300,000円 第10回新株予約権証券 6,600,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,656,600,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
A種種類株式	2,750,000株	(注)2.に記載のとおりです。

(注)1. 本有価証券届出書による第三者割当（以下、文脈に応じて、上記A種種類株式、新株予約権の第三者割当を個別に、又はこれらの第三者割当を総称して「本件第三者割当」といいます。）により発行されるA種種類株式（以下、「本A種種類株式」といいます。）は、平成28年4月22日開催の取締役会（以下、「本件取締役会」といいます。）における決議に基づき発行されるものであり、平成28年5月31日開催予定の定時株主総会（以下、「本件定時株主総会」といいます。）において本件第三者割当の発行に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）及びA種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）を受けることが条件となります。なお、普通株式の内容については、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式となっております。

2. A種種類株式の内容は、本件定時株主総会においてA種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）を受けることが条件ですが、以下のとおりです。

(1) 無配当

当社は、A種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 無議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項はない。

(3) 取得請求権

A種種類株主は、払込みが行われた日以降いつでも法令に従い、当社に対して、A種種類株式1株あたり普通株式100株の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

(4) 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5) 併合又は分割、無償割当等

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株式を併合又は分割しない。

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主に対して、会社法第202条第1項に定める募集株式の割当てを受ける権利、及び会社法第241条第1項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て及び新株予約権無償割当てを行わない。

3. A種種類株式1株につき当社普通株式100株を交付する場合の交付価額は0円とする。

4. 当社と割当予定先との間で締結予定のA種種類株式買取契約書において、当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合を除き、割当予定先及びその関連会社が保有する当社普通株式の議決権割合が33.3%（小数点第2位四捨五入）を超える数の議決権に係る株式を保有することとなるA種種類株式の取得請求が差し控えられることとなることから、その限度で、当社の支配権への影響が限定されることとなる旨平成28年6月1日に合意する予定であります。

5. A種種類株式に議決権のない理由

資本増強にあたり、急激な希薄化による経営の不安定化による既存株主への影響を考慮したためであります。

6. A種種類株式の単元株数は100株となります。

7. 譲渡制限条項

該当事項はありません。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,750,000株	825,000,000	412,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,750,000株	825,000,000	412,500,000

- (注) 1 発行価額の総額を、割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。  
 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
300.00	150.00	100株	平成28年6月1日(水)	825,000,000	平成28年6月1日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3 申込及び払込の方法は、次の通りとします。  
 株式の引受の申込みについては、申込期間内に下記申込取扱場所へ、申込期間内に申込証拠金を預託する旨及び預託された申込証拠金を以て払込期日付で払込に充当する旨を記載した株式申込証を提出し、申込期間内に後記払込取扱場所へ申込証拠金の総額を預託するものとします。預託された申込証拠金は、払込期日の到来を以て申込に係る株式の払込金に充当されます。  
 4 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に充当することとし、利息はつけないことといたします。  
 5 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ランド 管理部	神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号

### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行 横浜支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	55個(新株予約権1個につき5,000,000株)
発行価額の総額	3,300,000円
発行価格	新株予約権1個につき60,000円(以下「払込金額」という。) (新株予約権の目的である株式1株当たり0.012円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月1日(水)
申込証拠金	新株予約権1個につき60,000円
申込取扱場所	株式会社ランド 管理部 神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
払込期日	平成28年6月1日(水)
割当日	平成28年6月1日(水)
払込取扱場所	株式会社静岡銀行 横浜支店

- (注) 1 今回の新株予約権証券(以下、4[新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)]において「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年4月22日開催の当社取締役会決議によるものであり、本件定時株主総会において承認(有利発行であるため特別決議)を受けることが条件となります。
- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
  - 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
  - 4 申込証拠金には利息をつけません。
  - 5 申込証拠金は、払込期日に新株予約権の払込金に振替充当することとします。
  - 6 割当先との間で締結予定の新株予約権買取契約において、当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合を除き、割当先及びその関連会社が当社の総議決権数の33.3%(小数点第2位四捨五入)を超える数の議決権に係る株式を保有しない旨の議決権保有上限特約を定める予定であり、かかる議決権保有上限特約により、割当先及びその関連会社が当社の総議決権数の33.3%(小数点第2位四捨五入)を超える数の議決権に係る株式を保有することとなる第9回新株予約権の行使が差し控えられることとなることから、その限度で、当社の支配権への影響が限定されることとなります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、275,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は5,000,000株）。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2の規定に従い、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使により当社が普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、3.0円とする。ただし、行使価額は本欄2ないし5に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権の発行後、本欄3に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{希釈化ベースの新発行株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>本欄2に従う行使価額の調整の場合、本新株予約権の行使により取得され得る本株式の総数は、次の算式に従って計算されるものとする。1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{行使価額} \times \text{行使された新株予約権の数量}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 行使価額調整式の適用 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 株式分割により本株式を発行する場合は、調整後の行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本欄4に定める時価を下回る対価をもって本株式に交換される取得条項付株式その他の本株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由発生日時点での条件で本株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由発生日の翌日以降これを適用する。 本欄3の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本欄3にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたものに対しては、調整後の行使価額の適用以降において次の算出方法により、本株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、交付しないものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> <p>4. その他の調整条件 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本欄3の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における本株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。</p>

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本欄3の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>5. 本欄3の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、行使価額の必要な調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、当社を承継会社とする吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>6. 本欄2ないし本欄5により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、本欄3の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>828,300,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年6月1日午前11時から平成33年6月1日午前11時(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載に従って本新株予約権の全部または一部が取得される場合には、取得される本新株予約権については、取得のための通知がなされた日の3日後の日午前11時)までとする。但し、平成33年6月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ランド 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社静岡銀行 横浜支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権1個当りの株式数を分割する一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権者に対して、取得日から15日前の通知を行った上で、当該株式交換、株式移転または合併の効力発生日以前に、その時点において存在する本新株予約権の全部を払込金額で取得することができる。</p> <p>2. 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の15日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 第9回新株予約権の特徴

第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は調達資金の総額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。

なお、下記の内容につき規定された新株予約権買取契約（以下、4[新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）]において「本買取契約」という。）を割当予定先との間で締結する予定であります。

また、本新株予約権には、「取得条項」及び「先買権」並びに「停止指定」の各特約は定めておりません。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、当社が取り組むことを検討している案件（以下、「当社検討案件」という。）の進捗とその資金ニーズに応じて機動的に資金を調達することができる様、発行当初から行使価額は原則として3円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から原則として275,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません（行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。）。

(2) 本買取契約上の譲渡制限

本新株予約権には、割当予定先の関連会社以外への譲渡に際して、本買取契約において、当社の事前承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者（関連会社を除く）へは譲渡されません。また、関連会社への譲渡する場合、本買取契約上新株予約権に関する割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務を、当該新株予約権を譲り渡す関連会社に承継させることが本買取契約上の義務とされます。

なお、割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の属性等を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとします。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「本新株予約権行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の数を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(4) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が新株予約権の払込取扱場所として定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	110個（新株予約権 1 個につき5,000,000株）
発行価額の総額	6,600,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき60,000円（以下「払込金額」という。） （新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.012円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年 6 月 1 日（水）
申込証拠金	新株予約権 1 個につき60,000円
申込取扱場所	株式会社ランド 管理部 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番29号
払込期日	平成28年 6 月 1 日（水）
割当日	平成28年 6 月 1 日（水）
払込取扱場所	株式会社静岡銀行 横浜支店

(注) 1 今回の新株予約権証券（以下、5 [ 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券） ] において「本新株予約権」という。）の発行については、平成28年 4 月22日開催の当社取締役会決議によるものであり、本件定時株主総会において承認（有利発行であるため特別決議）を受けることが条件となります。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 申込証拠金には利息をつけません。

5 申込証拠金は、払込期日に新株予約権の払込金に振替充当することとします。

6 割当先との間で締結予定の新株予約権買取契約において、当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合を除き、割当先及びその関連会社が当社の総議決権数の33.3%（小数点第 2 位四捨五入）を超える数の議決権に係る株式を保有しない旨の議決権保有上限特約を定める予定であり、かかる議決権保有上限特約により、割当先及びその関連会社が当社の総議決権数の33.3%（小数点第 2 位四捨五入）を超える数の議決権に係る株式を保有することとなる第10回新株予約権の行使が差し控えられることとなることから、その限度で、当社の支配権への影響が限定されることとなります。



## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、550,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は5,000,000株)。 2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2の規定に従い、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使により当社が普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、3.0円とする。ただし、行使価額は本欄2ないし5に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権の発行後、本欄3に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{希釈化ベースの新発行株式数} \times \text{発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>本欄2に従う行使価額の調整の場合、本新株予約権の行使により取得され得る本株式の総数は、次の算式に従って計算されるものとする。1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{行使価額} \times \text{行使された新株予約権の数量}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 行使価額調整式の適用 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 株式分割により本株式を発行する場合は、調整後の行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本欄4に定める時価を下回る対価をもって本株式に交換される取得条項付株式その他の本株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由発生日時点での条件で本株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由発生日の翌日以降これを適用する。 本欄3の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本欄3にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたものに対しては、調整後の行使価額の適用以降において次の算出方法により、本株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、交付しないものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> <p>4. その他の調整条件 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄3の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における本株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。</p>

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本欄3の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>5. 本欄3の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、行使価額の必要な調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、当社を承継会社とする吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>6. 本欄2ないし本欄5により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、本欄3の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,656,600,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年6月1日午前11時から平成33年6月1日午前11時(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載に従って本新株予約権の全部または一部が取得される場合には、取得される本新株予約権については、取得のための通知がなされた日の3日後の日午前11時)までとする。但し、平成33年6月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ランド 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社静岡銀行 横浜支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権1個当りの株式数を分割する一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権者に対して、取得日から15日前の通知を行った上で、当該株式交換、株式移転または合併の効力発生日以前に、その時点において存在する本新株予約権の全部を払込金額で取得することができる。</p> <p>2. 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の15日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 第10回新株予約権の特徴

第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は調達資金の総額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、当社が取り組むことを検討している案件（の進捗とその資金ニーズに応じて機動的に資金を調達することができる様、下記の内容につき規定された本買取契約（以下、5 [新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）] において「本買取契約」という。）を割当予定先との間で締結する予定であります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、当社検討案件の進捗とその資金ニーズに応じて機動的に資金を調達することができる様、発行当初から行使価額は原則として3円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から原則として550,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません（行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。）。

(2) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日以降、発行要項に定めた一定の手続を経たうえで、当社が本新株予約権を1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項に基づき、当社検討案件の頓挫により資金調達ニーズが減少若しくは消滅した場合等、当社が必要と判断した場合には、その判断により取得条項に従い割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。また、本買取契約には、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権

1個当たりの払込価額と同額の取得価額にて、自ら取得し又は第三者に取得させることができる旨合意する予定であります。これにより、資金ニーズが生じ、当社として、行使を促進させたい状況にもかかわらず、本買取契約に基づく割当予定先の保有議決権割合の制限や市場環境等を理由として、割当予定先による行使進捗が停滞するような場合でも、行使可能な別の投資家を当社が見つめることができれば、対象となる本新株予約権に関して、当該別の投資家が割当予定先に代わって行使することにより、必要な資金を調達できる可能性があります。ただし、当社が残存する本新株予約権の全部又は一部を当該第三者に取得させる場合には、当該第三者に対し、本新株予約権を割当予定先から取得した日から6ヵ月後の応答日までの間、割当予定先の承諾なく、本新株予約権の行使により発行又は交付される当社株式を譲渡できない旨の特約を付した契約を割当予定先との間で締結させる旨、本買取契約において定める予定であります。

(3) 譲渡制限条項と契約上の譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、その譲渡に当社の事前承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者（割当予定先の関連会社を含む）へは譲渡されません。

また、本買取契約にも、本新株予約権の発行要項に定める譲渡制限条項に加え、本新株予約権の譲渡に当社の事前の承諾を要する旨が定められているほか、当社の事前の承諾を得て、割当予定先が第三

者に本新株予約権を譲渡する場合には、本買取契約上の割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務を、譲渡人に承継させることが本買取契約上の義務とされます。

なお、割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の属性等を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとします。

#### (4) 先買権

本買取契約には、割当予定先は、その保有する本新株予約権の全部又は一部を第三者に対して処分することを希望する場合、本新株予約権の発行要項の定めるところに従って事前に当社の承認を得るにあたり、当社に対して、当該処分が効力を生じる20営業日以上前に、当該処分を行う意図を書面で通知するものとし、かかる処分希望通知を受領後15営業日以内に、当社が、本新株予約権の全部又は一部を本発行要項に従って取得せずに、処分予定の本新株予約権の全てを、かかる処分希望通知に記載されている価額で優先的に買い受けるか又は当社の指定する第三者をして買い受けさせる先買権を有する旨規定されています。これにより、当社検討案件への資金充実に理解を有する投資家などに処分予定の本新株予約権を処分希望通知に記載されている処分の条件で売却させることができます。

#### (5) 停止指定

本買取契約においては、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間として当社が定める停止指定期間(当社が随意に定めることができます。)及び行使してはならない新株予約権の数を記載した停止指定通知書を割当予定先に交付することにより、当社の指定した数の本新株予約権の行使を制限できる旨が規定されております。これにより、当社の資金需要と無関係に急激な希薄化が進行しないように配慮することが可能となることや株価の推移に応じ、急落時にさらに拍車のかかる本新株予約権の行使による株価の下落圧力を抑止するなど、割当予定先の都合による本新株予約権の行使に伴う株価の急変動を可及的に抑制することが可能になります。

なお、当社の先買権、その他の本買取契約上の権利並びに行使条件は、本買取契約に基づくものであり、本買取契約が解除された場合には、これらの当社の権利や条件も消滅します。割当予定先の本買取契約の解除権発生事由としては、当社による本買取契約上の表明保証違反又は債務不履行や手形不渡り、倒産手続開始の申立てその他一般的な解除事由が規定されております。

### 2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「本新株予約権行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権の数を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (4) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が新株予約権の払込取扱場所として定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,309,900,000	169,000,000	3,140,900,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 発行に係る諸経費169百万円の内、A種種類株式に係る諸経費は約48百万円となり、その内訳は、弁護士費用10百万円、ファイナンシャル・アドバイザー( )に対するアドバイザー費用約33百万円(成功報酬として、調達額の4%)、登記費用及びその他費用約5百万円であります。また、新株予約権に係る諸経費は約121百万円となり、その内訳は、予約権のバリュエーション費用10百万円、ファイナンシャル・アドバイザー( )に対するアドバイザー費用最大で約99百万円(成功報酬として、調達額の4%)、登記費用約9百万円、その他費用約3百万円であります。

当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSOUNLEAF PTE. LTD. (24 PECK SEAH STREET -#04-03 NEHSONS BUILDING SINGAPORE) に対してアドバイザー費用を支払う予定であります。

なお、同社と割当予定先であるEVO及びその関連会社とは人的・資本的な関係はありません。また、同社が、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを第三者調査機関に調査を依頼し、確認しております。

## (2)【手取金の使途】

第三者割当によるA種種類株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権の行使による差引手取概算額約3,141百万円は、不動産案件の取得に係る手付金や決済資金、立退き費用等権利関係の調整に要する費用等に充当する予定であります。

## A種種類株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
不動産売買契約を締結済の不動産案件の取得にかかる決済資金等に要する費用	776,900	平成28年6月から 平成29年5月末まで随時。

## 新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
不動産売買契約や共同事業協定を締結済の不動産案件にかかる立退き費用等権利関係の調整に要する費用 売主等との間で協議中又は協議予定の不動産案件の取得にかかる手付金や決済資金、立退き費用等権利関係の調整に要する費用 払込日までの間に、上記、に充当する目的で、割当予定先及びその関連会社からつなぎ資金として借り入れた場合、その返済金	2,364,000	平成28年6月から 平成33年6月末まで随時。

当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座又はそれと同様に管理された当社子会社名義の銀行口座にて管理いたします。

なお、本新株予約権の行使が進まない場合、手取り金の総額が減少いたします。その場合には、不動産案件の協議進捗に合わせ、発行決議後速やかに締結する予定の総額55億円の「不動産担保融資ファシリティ契約書(以下、本有価証券届出書において「ファシリティ契約」といいます。))により、取得資金等の融資に関してEVOのグループ会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区、代表取締役:有光素生、以下、本有価証券届出書において「EVOアセットマネジメント」といいます。))に融資の検討をお願いする他、他の金融機関にも検討をお願いする予定であります。

また、融資に関する協議が不調に終わった場合には、資金力のある共同事業パートナーを見つけ、共同事業を展開したり、当社の事業主としての地位を譲渡し、手数料を受領するなど、事業スキームの見直しが必要となる可能性があります。なお、その場合、当社が本件増資と借入等により調達する資金により事業化する場合よりも収益性は低くなるものと思われれます。

本件増資により調達する資金の差引手取額は約3,141百万円であります。

このうち、A種種類株式発行による手取金約777百万円は、既に仕入れに関する不動産売買契約を締結している東京都内の土地建物2案件の決済資金等に充当する予定であります。これらの契約は、すでに当初約定の決済期限が過ぎており、当該案件の決済には、約11億円強の資金が必要となります。また、今後の売主等との協議によっては、違約金等が生じる可能性があり、当社といたしましては、これらの決済資金等を確保するこ

とが喫緊の課題となっており、緊急性があることから、A種種類株式発行により調達する予定の約777百万円と手元資金によりこれを確保する予定であります。

また、新株予約権の発行及び行使により調達する手取金約2,364百万円は、前述した売買契約や共同事業協定( 1 )を締結済の案件にかかる立退き費用等権利関係の調整に要する費用(現時点で概算にて積算した金額)及び現時点で、売主等との間で売買契約や共同事業協定を締結済み、もしくは、協議中又は協議予定の不動産約9~10案件( 2 )の取得にかかる手付金や決済資金、立退き費用等権利関係の調整に要する費用に充当する予定であります。

また、売主等との協議次第では、払込日までに上記(本件増資の資金使途となる)費用の支払いが必要となる場合があり、当該物件を押さえるために、新株予約権の行使により資金を調達するまでのつなぎ資金として、割当予定先やその関連会社から資金を借り入れる可能性があります。当該つなぎ資金の使途は、本件新株予約権の資金使途と同じであり、その弁済に要する費用にも本件新株予約権により調達する資金を充当する予定であります。

なお、立退き費用等の権利関係の調整に要する費用(以下「権利関係調整費用等」といいます。)や新規に取得する予定の不動産に係る契約時の手付金等は、現状の当社の財務状況や保有資産の状況では、対象となる不動産のみを担保とせざるを得ず、これらの資金は、担保提供の関係から、借入金による調達が難しいと思われること、売り主等との今後の協議進捗に合わせて、必要な資金を調達することにより、一度に大幅な希薄化が生じることをある程度抑制できると思われること等から、新株予約権により調達することとしたものであり、現時点において、売買契約や共同事業協定を締結済の案件にかかる権利関係調整費用等の概算見積額と、協議中及び協議予定の案件の取得に要する費用等、これらの不動産の事業化に必要な資金( 3 )を積算した上で、上場廃止となる希薄化率を超えることが無い様( 4 )に留意し、割当予定先と協議の上、許容できる最大限の株式数により調達できる最大限の金額を勘案したものであります。

- ( 1 ) 不動産案件の取得・売却に関して、自社単独での取り組みが難しい場合に、他の事業主と共同で取り組み、事業持分に応じて、収益を分配する旨を約定した協定を締結することがあります。
- ( 2 ) これらの案件につきましては、今後の協議進捗によっては、取り組みの見直しや事業規模、事業スキーム等を変更する可能性があります。その場合、前述した案件数や金額が変動する可能性があります。今後、取り組みを検討する新規案件や、すでに取り組んだ案件の売却等による資金回収等を総合的に勘案し、上記手取金を充当する予定であります。
- ( 3 ) 現時点で見込まれる案件の事業化に必要な概算額であり、今後の協議により案件の計画が変更される可能性があり、現状で計画に見込んでいない案件が増加する可能性もあります。また、新株予約権の行使による調達とファシリティ契約を活用した融資による調達で、これらに機動的に対応することが可能となるものと期待しております。
- ( 4 ) 東京証券取引所の定める有価証券上場規程等において、300%超の希薄化は上場廃止となる場合がある旨定められております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
	本店の所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役	マイケル・ラーチ
		代表取締役	リチャード・チザム
	資本金	1米ドル	
	事業の内容	投資	
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 届出書提出日現在の状況

## (c) 割当予定先の選定理由

今回の割当予定先であるEVO FUND (Cayman Islands: 代表者 マイケル・ラーチ) ( a ) 及び割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社 (東京都千代田区、代表取締役: ダニエル・シャイアマン) (以下総称して「EVO」と言います。) を当社の代表取締役である松谷昌樹の知人から平成27年5月頃に紹介されたものです。

同社はその関連会社も含め、平成27年以降、5社の上場企業と第三者割当によるエクイティ・ファイナンス案件に取り組んだ実績を有しており、資金力も豊富であることから、当面の案件の決済資金の調達と協議中の案件の進捗に合わせ、当社のニーズにあった機動的な資金調達が可能となると思われること、不動産案件の取得にかかる資金として、融資枠(借入に関する検討枠)の設定を求めた当社側の要望に対して、本件増資が成立することを前提として、EVOのグローバルネットワークを活用し、金融機関等との間で借入に関する検討枠の設定について検討が可能である旨の回答を得たことから、割当予定先候補の一つとして検討いたしました。

なお、EVOアセットマネジメントと、本件増資に係るA種優先株式及び第9回並びに第10回新株予約権の払込完了を停止条件として、55億円の借入に関して検討いただける枠を設定することを約したファシリティ契約を締結する予定であります。

当社といたしましては、本件増資における発行条件等は、希薄化率だけを見ると、既存株主様にとって短期的にはデメリットとなる可能性があるものの、同社との本件増資への取り組みにより、当社の財務基盤が強化されること、国内外の金融機関等に対する当社の与信補完が図れること、同社グループ又は同社のアレンジするレンダー(同社グループ企業とグループ以外の投資家の協調融資)との間で借入に関する検討枠を設定することにつき、本件増資を前提として、協議しており、これにより融資が実現すれば、現在当社が置かれている状況を打破し、今後、案件の仕入れを積極的に展開することが可能となるものと期待しております。

また、本件増資が本定時株主総会で承認されるか否かにかかわらず、現在、共同事業にて取得検討中の関西圏の土地に対して、ファシリティ契約の融資検討枠とは別枠で約53億円の融資を行う意向がある旨が記載された意向表明書( b )を受領しております。対象となる物件が取得できた場合、ファシリティ契約による融資検討枠約55億円と合わせると、最大で約108億円の融資が受けられる可能性があり、本件増資により調達する見込みの資金約33億円と合わせ、最大で約141億円を調達できる可能性があります。当社といたしましては、これらの融資を実行され、新株予約権の行使が進めば、案件の取得資金が確保でき、当社の再生に大きく近づくものと期待しております。

当社といたしましては、今後の業績を早期に向上させることが、結果として株主の皆様にとっても最良の策であるものと考えており、再生に向けたパートナーとして当社が最適であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

なお、本A種種類株式は、随時、普通株式に転換可能ではありますが、EVOと当社との間で締結予定のA種種類株式買取契約書及び新株予約権買取契約書において、EVOの議決権保有割合が33.3%以上とならないように、A種種類株式の取得請求権及び新株予約権の行使をする旨合意する予定であります。

- ( a ) 割当予定先は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード) から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるブライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。
- ( b ) 当該意向表明書に明記された貸付条件は、元本：53億円、利率：5.8%、貸付手数料/引受手数料：なし、貸付期間：3ヶ月(1回に限り3ヶ月の延長可能)となっております。

また、EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社はイギリス王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。割当予定先のジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社(190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands 代表取締役 ベン・ベンソン)の100%子会社であります。

なお、割当先(EVO FUND)の株主であるEVO Feeder Fundの過去における支配的株主であったEvo Investment Advisors(以下、「EIA」といいます。)は、平成26年5月に実行された市場取引について証券取引等監視委員会(以下、SESC)より相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告を受け、SESCより、平成28年2月2日付でその旨開示されております。

当社は、この発表を受け、割当先を通じてEIAに事情を確認するなど、かかる事態を生じさせた事実関係について可能な限り調査を行いました。

それに対しEIAからは、

「今回の事態を深く反省し、課された課徴金の全額を既に納付した。」との報告を受けるとともに、

- ・ 今回のSESC勧告は、2014年5月15日に執行された、ある1人のトレーダーによる取引に起因するものである。
- ・ SESCの調査においても、本件はあくまで当該元従業員個人により引き起こされた事件であり、EIA又はその関連会社が組織的に主導して実行されたものではないということが確認されたものと認識している。
- ・ EIAはSESCの調査に対して全面的に協力した。
- ・ SESCの調査は終了している。

との報告を受け、当社と利害関係のないEIAの代理人弁護士より、上記に関する報告書を入手し、その内容を確認しております。

また、割当先に事情を確認し、EIAが、

- (ア) このような事態が生じた原因を究明し、使用している取引システムを今回と同様の取引が出来ないように見直し、再発防止に取り組んでいること。
- (イ) 役職員向けに研修を行い、コンプライアンスの重要性を周知したこと。
- (ウ) 実績を有する専任のコンプライアンス担当者を増員するとともに、リスク管理部門とコンプライアンス部門ですべての取引を日次で点検する等、チェック体制を強化したこと

等の報告を受けております。

当社といたしましては、割当先に対して行ったヒアリングの内容と、前述の弁護士からの報告書等から、社内での協議の上、本件増資の割当先として問題はないものと判断いたしました。



## (d) 割り当てようとする株式の数

本A種種類株式発行により割当予定先に割当てる予定の株式の数は以下の通りです。

EVO FUND

A種種類株式	2,750,000株
(本A種種類株式の当社普通株式への取得請求権を全て行使した場合に、その目的となる当社普通株式	275,000,000株)
第9回新株予約権	55個
(その目的となる当社普通株式	275,000,000株)
第10回新株予約権	110個
(その目的となる当社普通株式	550,000,000株)

## (e) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、純投資とのことであり、今回の増資で発行される当社普通株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断することとあります。割当予定先からは、基本的には、当社の企業価値向上を支援しながら、株価の動向次第で、保有株式の売却等を検討する方針であると伺っており、前述しております通り、A種種類株式の転換及び新株予約権の行使に関しましては、EVOと当社との間で締結予定のA種種類株式買取契約書及び新株予約権買取契約書において、EVOの議決権保有割合が33.3%以上とならないように転換及び行使する旨合意する予定であります。

そのため、当社に資金ニーズが生じたとしても、割当予定先の保有する議決権割合を超える部分に関しては、新株予約権の行使が進まない可能性があります。その場合、割当予定先の判断で新株予約権の行使を進めるために、株価動向等に関わらず、一部保有株式を売却する可能性があります。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

また、割当予定先からは、株価の動向次第では売却等の検討も行うと口頭にて伺っており、割当株式が早期に売却される可能性もないとは言えないものの、割当予定先からは、当社が、本件増資により調達した資金を活用することで、業績を上げることが可能であるとの評価をいただいていることから、当社といたしましては、現時点において、割当予定先が、株価の著しい下落を伴う様な短期的な売却を行う事態は想定しておらず、割当予定先からもその旨口頭にて確認しております。

なお、割当予定先の保有方針に関しましては、割当予定先の表明である事を書面にて確認しております。

当社といたしましては、割当予定先が、株価下落局面で割当株式を大量に売却した場合、さらに株価下落に拍車のかかる可能性や、株価の上昇局面で大量に売却した場合、株価上昇が抑制される可能性は否めず、既存株主にとって不利益が生じる可能性があるものの、割当予定先の協力のもと、早期再生に向け踏み出すことが、結果として、企業価値の早期向上に繋がるものと認識しており、今回の割当が、現状考えられる最良の選択であると判断しており、株価次第で売却等を検討するとの割当予定先の保有方針はやむを得ないものと判断いたしました。しかしながら、本新株予約権の一部につき、その行使にある程度の制約を付すことで、本件増資が当社の企業価値向上に資するものとなり、少しでも既存株主の皆様の不利益を軽減できる様配慮する所存であります。

当社といたしましては、割当予定先による本新株予約権の一部につき、その行使に関して、第一部[証券情報]第1[募集要項]5[新規発行新株予約権証券](2)[新株予約権の内容等]の欄外(注)1.第10回本新株予約権の特徴に記載した条件を付すことで、本件増資が当社の企業価値向上に資するものとなり、少しでも既存株主の皆様の不利益を軽減できる様配慮する所存であります。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される本A種種類株式の全部若しくは一部を譲渡した場合又は本A種種類株式の転換により発行された普通株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## (f) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が、今回の第三者割当によるA種種類株式の発行及び新株予約権の発行に関し、準備した資金は自己資金により払い込む予定であると同っており、これらの資金残高を金融機関の残高明細等により確認しております。

(g) 割当予定先の実態

割当予定先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、EVOLUTION JAPAN証券を通じて確認するとともに、当該割当予定先及びファンドの業務執行組合員並びに主たる出資者に関して、第三者調査機関であります若葉総合株式会社(所在地:東京都豊島区東池袋1-36-3、代表者:田村敬蔵)に調査を依頼し、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

また、割当予定先から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

(h) 特定引受人に関する事項

当該割当予定先が本A種種類株式の当社普通株式への取得請求権を全て行使し、また、新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、当該割当予定先であるEVO FUNDが「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- a. 当該特定引受人がその引き受けた募集A種種類株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数(当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数)は、11,000,000個です。
- b. 上記a.の募集A種種類株式及び募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、11,000,000個です。
- c. 当該特定引受人がその引き受けた募集A種種類株式及び募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年8月31日時点の総議決権数3,707,238個を基準とした場合、14,707,238個となります。

## 2【株券等の譲渡制限】

A種種類株式については、該当事項はありません。第9回新株予約権証券については、割当予定先の関連会社以外への譲渡に際して取締役会の承認が必要となります。第10回新株予約権証券については、譲渡に際して取締役会の承認が必要となります。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠

##### ア) A種種類株式の発行

当該A種種類株式の発行価額は、本件増資に関する協議において、当社の1株当たり純資産(平成27年2月末時点で約3.65円、平成27年8月末時点で約3.30円)や、平成28年2月期の当社の業績予想を反映した1株当たり純資産の概算額(約1.2円)、平成28年2月期決算短信における1株当たり純資産(約0.97円)等を勘案した上で、割当予定先との協議の上決定したものであります。なお、A種種類株式に関しては、第三者評価機関による評価の算定を行っておりません。

本A種種類株式1株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式1株あたりの価格3円は、発行決議日の前営業日である平成28年4月21日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値13円に対し、76.92%のディスカウント、同前営業日から遡った直近6ヶ月間の終値平均である13.28円に対し、77.42%のディスカウント、直近3ヶ月間の終値平均である13.17円に対し、77.23%のディスカウント、直近1ヶ月間の終値平均である13.43円に対し、77.67%のディスカウントとなっております。

客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解がありますが、当社といたしましては、種類株式を発行することに加え、上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

また、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け、協議をしてきており、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けて頂ける投資家は見つからず、割当予定先に本A種種類株式発行を引き受けていただく事によって、契約済の案件の決済資金等を調達することができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社が喫緊で強化しなければならない点の改善も見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

##### イ) 第9回新株予約権の発行

第9回新株予約権の払込金額(新株予約権1個につき60,000円)については、A種種類株式1株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式1株あたりの価格(3円)及び取得価額(0円)並びに新株予約権の行使価額(3円)をベースに、取得する1株当たりの取得条件は、可能な限り平準化したい旨のEVOの意向を踏まえ、両者協議の上決定したものであります。

なお、当社は、第9回新株予約権の発行条件の決定に際し、株主の皆様に対する説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:能勢元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。)に発行決議日前日を基準日として算定を依頼しました。

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価13円(平成28年4月21日の終値)、権利行使価額3円、ボラティリティ68.53%(平成23年3月から平成28年3月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.245%(評価基準日における中期国債レート)、割引率71.08%(割引率として、リスクフリーレート-0.245+市場リスクプレミアム8.7%<sup>(注)</sup>対市場2.121+クレジットコスト52.88%から算定した修正CAPMを利用)、配当率0%、第9回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者買取契約に定められた総議決権の33.3%を超える議決権に係る株式を保有しない旨の保有制限条件を除く諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第9回新株予約権は1個につき23,350,000円(4.67円/株)との評価である旨の報告を受けております。

第9回新株予約権の行使価額である3円については、発行決議日の前営業日である平成28年4月21日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値13円に対し、76.92%のディスカウント、同前営業日から遡った直近6ヶ月間の終値平均である13.28円に対し、77.42%のディスカウント、直近3ヶ月間の終値平均である13.17円に対し、77.23%のディスカウント、直近1ヶ月間の終値平均である13.43円に対し、77.67%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、第9回新株予約権の払込金額(1個につき60,000円)と比べると、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会において特別決議により、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成33年6月1日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり203,570株（最近5年間の日次売買高の中央値である2,035,700株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

・その上で、当社は第9回新株予約権の公正価値（1個当たり23,350,000円）と本新株予約権の払込金額（1個当たり60,000円）を比較し、第9回新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が有利な条件に該当すると判断いたしました。

#### ウ) 第10回新株予約権の発行

第10回新株予約権の払込金額（新株予約権1個につき60,000円）については、A種種類株式1株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式1株あたりの価格（3円）及び取得価額（0円）並びに新株予約権の行使価額（3円）をベースに、取得する1株当たりの取得条件は、可能な限り平準化したい旨のEVOの意向を踏まえ、両者協議の上決定したものであります。

なお、当社は、第10回新株予約権の発行条件の決定に際し、株主の皆様に対する説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、第9回新株予約権と同じく当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに発行決議日前日を基準日として算定を依頼しました。

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価13円（平成28年4月21日の終値）、権利行使価額3円、ボラティリティ68.53%（平成23年3月から平成28年3月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.245%（評価基準日における中期国債レート）、割引率71.08%（割引率として、リスクフリーレート-0.245%+市場リスクプレミアム8.7%<sup>①</sup>対市場

2.121+クレジットコスト52.88%から算定した修正CAPMを利用）、配当率0%、第10回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者買取契約に定められた諸条件のうち、取得条項を考慮した上で、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第10回新株予約権は1個につき650,000円（0.13円/株）との評価である旨の報告を受けております。

第10回新株予約権の行使価額である3円については、発行決議日の前営業日である平成28年4月21日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値13円に対し、76.92%のディスカウント、同前営業日から遡った直近6ヶ月間の終値平均である13.28円に対し、77.42%のディスカウント、直近3ヶ月間の終値平均である13.17円に対し、77.23%のディスカウント、直近1ヶ月間の終値平均である13.43円に対し、77.67%のディスカウントとなっております。当社といたしましては、第10回新株予約権の払込金額（1個につき60,000円）と比べると、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会にて、株主の皆様判断を仰ぐことといたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成33年6月1日）に時価が行使価額以上である場合には残存する第10回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしておりますが、株価が行使価額に代替的資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替的資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト18.21%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分52.88%を加えた71.09%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額3円に代替的資金調達コスト分2円を加えた5円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社

取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。なお、停止指定条項につきましては、当該算定上加味しておりません。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり203,570株(最近5年間の日次売買高の中央値である2,035,700株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り650,000円)と本新株予約権の払込金額(1個当り60,000円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が有利な条件に該当すると判断いたしました。

なお、すべてを新株式発行により調達した方が、早期に当社の財務基盤は強化され金融機関等との協議も進めやすくなることも考えられますが、少数株主のリスクを少しでも軽減し、案件の協議進捗に合わせて、機動的に行使を行うことで、一度に希薄化することが無いように両者協議の上、A種種類株式発行と新株予約権の発行により資金を調達することといたしました。

第9回新株予約権の発行価額60,000円は、第三者評価機関の評価額23,350,000円に比べ、99.74%のディスカウントとなります。また、第10回新株予約権の発行価額60,000円は、第三者評価機関の評価額650,000円に比べ、90.77%のディスカウントとなっております。このため、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の各発行価額は第三者評価機関による評価額と大きくかい離しておりますが、前述いたしましたとおり、本件増資及び融資検討枠50億円を引き受けられる投資家は他にいたものの、別枠で53億円の融資に関する合意にまでは至らず、現時点で、本件増資及びここまでの融資検討枠の設定をいただける投資家はEVO以外にはおりません。

+またEVOとの取り組みにより、単に資金を調達するだけでなく、EVOの持つノウハウ(国内外のネットワークを通じた金融機関や投資家等の紹介、国内外の投資先や取引先等の有する不動産情報等)を最大限に活用することで、企業価値の向上及び再生が期待できるものと認識していること等を鑑みれば、EVOを割当予定先とする本件増資は、ベストな選択であるものと判断いたしました。

なお、行使価額を考えると、新株予約権の行使は相応に進むものと思われませんが、市場における株価や出来高の動向やその時点での保有議決権割合、不動産マーケットの環境、事業の進捗状況に応じて、新株予約権を行使するか否かを判断すると思われます。

当社といたしましては、できる限り少数株主のリスクを軽減させながら、機動的に資金調達が出来るよう、第10回新株予約権の行使に関して、当社側に一定の裁量が付与されることを割当予定先に要請し、少数株主への配慮をご理解いただいた上で、割当予定先とその旨合意する予定であります。

具体的には、当社又は当社の指定する第三者をして取得することができることや行使停止ができること等が規定されており、新株予約権の行使が進まない場合、行使可能な投資家を見つけることが出来れば、資金を調達できる可能性があることや必要以上に行使が進むといったリスクを軽減することが可能となるものと認識しております。

第9回新株予約権及び第10回新株予約権の各第三者評価機関による評価額と発行価額の間には差がありますが、割当予定先への本新株予約権の発行及び本件増資の成立を前提とした借入に関する検討枠の設定への取り組み等によって、当社が喫緊で強化しなければならない点の改善も見込まれることから、有利発行となるものの、EVOからの要請により、A種種類株式及び第9回新株予約権並びに第10回新株予約権の株式取得単価を平準化するとともに、当社といたしましては、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与するものと思われることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本A種種類株式の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は、275,000,000株、（議決権ベースで2,750,000個）であり、平成28年4月21日現在の当社発行済株式総数370,974,000株（議決権の個数3,709,740個）に対して74.13%（議決権を有しない株式として250,200株を控除した議決権ベースで74.18%）となります。

また、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で825,000,000株（議決権ベースで8,250,000個）であり、新株予約権の目的となる株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

なお、A種種類株式の発行により増加する株式数と新株予約権の発行による潜在株式数を合計した最大1,100,000,000株（議決権ベースで11,000,000個）は、平成28年4月21日現在の当社発行済株式総数370,974,000株（議決権の個数3,709,740個）に対して296.52%（議決権を有しない株式として250,200株を控除した議決権ベースで296.72%）となります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規定第432条に基づき、平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会において特別決議により、株主の皆様の意思確認を取らせていただくことといたしました。

参考までに直近6か月間の一日当たりの平均出来高1,994,210株は、今回の増資により発行される最大交付株式数1,100,000,000株（潜在株式含む）の約0.18%程度であります。

割当予定先の保有方針は別掲いたしました通り、株価や市場動向により売却する可能性があります。

なお、割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、当社といたしましては、前述しております通り、本件増資により、当社の喫緊の課題が改善され、財務基盤の強化が図られることや物件等の取得にかかる手付金等の確保及び信用補完による決済資金等の確保により、事業の収益性向上が期待され、業績の早期回復と、企業価値の向上が期待できます。このため、当社といたしましては、本件増資は、当社の中長期的な収益力向上及び競争力強化につながるものであり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主利益の向上に寄与することが見込まれるものであることから、将来にわたる当社の収益性の向上に寄与することが可能であり、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により割り当てられる本A種種類株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数は11,000,000個であり、当社の総議決権数3,707,238個（平成28年2月末日現在）に占める割合は296.72%となり、当該割合が25%以上となります。

また、前記「1 割当予定先の状況」の「h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、EVO FUNDIは特定引受人に該当します。

従って、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	0	0.00	1,100,000,000	74.79
渡壁 謙二	神奈川県横浜市西区	36,744,400	9.91	36,744,400	2.50
清野 伸一	神奈川県横浜市青葉区	9,038,600	2.44	9,038,600	0.61
前田 敏彦	東京都渋谷区	8,076,200	2.18	8,076,200	0.55
高橋 和男	茨城県つくば市	6,200,000	1.67	6,200,000	0.42
株式会社ランドコーポレー ション	神奈川県横浜市神奈川区栄 町6-1	4,356,000	1.17	4,356,000	0.30
松谷 昌樹	神奈川県横浜市神奈川区	3,870,000	1.04	3,870,000	0.26
大竹 道子	東京都江東区	3,168,900	0.85	3,168,900	0.22
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅4-7-1	2,443,800	0.66	2,443,800	0.17
西ノ谷 菊雄	埼玉県川越市	2,300,000	0.62	2,300,000	0.16
計		76,197,900	20.55	1,176,197,900	79.97

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

- 平成28年2月末日時点の株主名簿を基に、平成28年4月21日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基として作成しております。
- 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成28年2月末日現在の株主名簿に基づき250,200株であります。
- 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合には、本第三者割当増資による本A種種類株式の当社普通株式への取得請求権を全て行使し、また、第三者割当により発行する新株予約権の目的である株式を合わせた1,100,000,000株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 当社の現状

当社が属する不動産業界におきましては、三大都市圏の公示価格が6年ぶりに上昇に転じ、東京都心部の空室率も低下し、平均賃料が上昇するなど、回復の兆しがみられます。

また、日本銀行による金融緩和政策によって、今しばらくは良好な環境が継続するものと考えられます。

このような環境の中、当社には多くの不動産案件情報が寄せられており、本来であれば、この好機に積極的に案件の仕入れを進めるところであります。当社は、既に開示しております通り、平成24年12月に金融商品取引法違反の疑いで証券取引等監視委員会及び神奈川県警（以下「当局」といいます。）の調査（以下「本件調査」といいます。）を受け、それに付随する風評被害等の影響から、非常に厳しい経営環境に置かれる状況となりました。

当局の本件調査以降、当社が売主や事業主となる開発案件等に関しましては、金融機関の協力が得られず、事実上、取り組む事が出来ない状況であったため、当社といたしましては、当社の友好的な取引先との共同事業等により、権利関係を調整し、他のデベロッパー等に売却するというビジネスモデルを中心に事業展開をしております。

その後、当社は本件調査に全面的に協力し、その結果、平成26年10月23日付で開示いたしました通り、当局の本件調査は完全に終了したことを確認しており、当社の行った会計処理が問題なかったものと認識しております。

（ 1 ）

（ 1 ） 当社は、本件調査が終了したことを客観的に確認するため、横浜地方検察庁及び証券取引等監視委員会に対して、当社の顧問弁護士を通じて、改めて本件調査が終了していることを確認し、その旨の報告書を当該顧問弁護士より受領しております。

しかしながら、本件調査の風評被害は根強く残り、その影響は甚大であり、特に、脆弱な当社の財務状況に伴う与信力の低下は著しく、当社といたしましては、この状況を少しでも改善すべく、平成27年1月26日付で、約9.6億円の第三者割当増資（以下「前回増資」といいます。）を行うことを当社取締役会にて決議し、財務基盤の強化を図ってまいりました。

前回増資により調達した資金は、当社の早期再生に向け、

（ア）足元の安定化のために必要な当面の運転資金を確保する。

（イ）不動産の取得に係る資金の一部に充当し、これらの資金を最大限に活用し、業績を上げる。

ことを目的としておりますところ、既に（ア）を使途とする資金の一部を使途通りに充当するとともに、上記（イ）を使途とする資金に関しましては、その予定額全てを不動産案件の取得に係る手付金等や共同事業への参画資金として充当済みであります。

なお、前回増資により調達した資金の内、約157百万円は、当社及び共同事業主が、手付金等を支払い、売主と契約した後、出口（売却）先と協議し、当社の手元資金による決済をせずに、当該売却先の資金をもとに当該不動産を取得すると同時に売却先へ引き渡す省資金型のビジネスモデルに充当する旨開示しております。上記（イ）の案件の一部には、出損する時点において、当該ビジネスモデルによる売却を想定し、前回増資の資金使途通りに手付金等を支払い、契約に至ったものの、その後の当社と売主との協議により、より収益性の向上を図る目的から、事業スキームを変更し、当社にて残金決済及び権利関係の調整等を行った後に売却することとした案件が含まれております。

また、現状の手元資金だけで決済まで行くとすると、取り扱う案件の件数が少なくなるか、小規模の案件しかできなくなる等の制約が生じてしまうため、早期再生に向けて業績を大きく向上させるためには、手元資金を案件の契約に係る手付金等に充当し、決済資金等を金融機関等からの融資により調達することで取り扱う案件の件数を増やしたり、規模の大きな案件に取り組むことが必要であるものと認識し、平成28年2月期の業績予想を開示するにあたり、

平成26年10月に当局による本件調査が終了したこと。

債務圧縮が進捗したことに加え、前回増資により、自己資本比率の向上など、財務基盤が強化されたこと。

一部の金融機関等との協議により、上記及び が成された場合、融資に関して前向きに検討していただけた旨のコメントを得ていたこと。

等から、一部の金融機関等との間で、新規案件の融資に関する協議に応じていただけたものと判断し、手元資金と融資により調達する資金を活用し、平成28年2月期第2四半期末までに仕入れを行い、その後、立退き等の権利関係を調整した上で、平成28年2月期末までに売却するという収益モデルを基本として見積もり、計画を策定するとともに、この計画の実現に向け、積極的に案件に取り組んだ結果、複数の案件の仕入れに関する契約及び協定を締結いたしました。これらの案件は、その評価額や近隣の取引事例等から、金融機関等から十分な評価が得られ、売り主との協議における決済期限までに当該決済資金等の調達は十分可能であるものと判断し、前述いたしました通り、前回調達した資金を活用し、案件の取得を進めてまいりました。

しかしながら、これらの案件の決済資金や追加事業資金等（以下「決済資金等」といいます。）に関して、借入等による調達ができることを計画し、これまでに数十社に及び金融機関等と協議してまいりましたが、現時点で、借入による調達額は、当初計画に対して、大幅に未達となっております。



現在、金融機関等と継続して協議を進めている案件もあるものの、一部金融機関等からは、ヒアリングベースではあるものの、当社の現状の財務状況では、規模の大きな案件には取り組み難く、協議中の案件では規模が大きすぎたり、融資は検討可能なものの、当社が想定している程の融資金額には届かない旨の見解を得ていることや、実際に融資実行に至った金融機関がまだ少ないこと等を理由として内部調整が進んでいないと伺っている金融機関等もあり、これらの協議も当社が想定した以上に時間がかかるとされる状況であります。

また、それ以外の多くの金融機関等においては、当局による本件調査に起因した風評被害等が未だ根強く残っていることや、当社の財務基盤が未だ脆弱であること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記により、金融機関等に対する当社の信用状況が著しく悪いこと等から、当社に対する融資に関して、様子見の状況であると思われ、当社が金融機関等からの融資を計画として織り込み、仕入れに関する契約及び協定を締結したにもかかわらず、現時点において、決済資金等の用途が立っていない案件が複数存在しております。

なお、これらの案件の中には、当初約定の決済期限の延長につき協議している物件が複数あり、これらの売主との今後の協議の状況によっては、支払済の手付金等の回収が不調に終わるだけでなく、違約金等が生じる可能性もあります。

当社といたしましては、ここまでに引き渡しを終えた案件に加え、現時点で仕入れに関する契約・協定済の案件や高い確度で仕入れ可能と見込まれる協議中の案件等について、決済資金等の調達が順調に進捗すれば、当初計画は十分実現可能な水準であったものと認識しておりますが、前述いたしました通り、決済資金等の借入(調達)が想定通りに進んでいないことから、支出済みの資金が、言わば「凍結」している状態であり、その結果、手元資金の残高も減少し、大変厳しい状況であります。

引き続き、外資系や地方銀行、ノンバンク等の金融機関等とは、融資に向けた協議を継続してまいり所存ではありますが、中国経済の下振れ懸念や米国や欧州等における金融政策の先行き不透明感等の影響により、世界の金融市場が不安定な状態にあることや、前述した通り、当社の与信や財務状況が未だ回復していない状況であること等を理由とし、一部金融機関等からは、に対する融資に関して、当社単独の与信では難しい旨の見解も示されており、想定通り決済資金等の借入を行える用途は現在までのところ立っておりません。

その結果、計画通りに仕入れ・売却が進まず、仕入計画、売却計画ともに大きく未達となる見込みであることから、平成27年10月14日に「未定」として開示しておりました平成28年2月期の業績予想を見直し、平成28年2月2日付で、売上高840百万円、営業利益 532百万円、経常利益 710百万円、当期純利益 922百万円と開示いたしました。

また、平成28年4月14日付「平成28年2月期決算短信」にて、平成28年2月期の業績を、売上高852百万円、営業利益 480百万円、経常利益 683百万円、当期純利益 995百万円と開示いたしました。

当社といたしましては、平成28年2月期末の純資産は359百万円と債務超過とはならなかったものの、前期末と比べ、財務基盤はさらに脆弱となり、今後、このような状況から脱却できなければ、金融機関等との協議すら、進めることができなくなる恐れもあります。

## (2) 今回の増資の必要性について

当社は、前回増資により調達した資金を有効活用し、複数の案件の仕入れに関する契約や協定の締結に至ったことから、融資により決済資金等を調達し、業績の向上を図ることで早期に再生すべく、金融機関等との協議を継続してまいりました。しかしながら、前述いたしました通り、外部環境の変化や当局の調査に起因した風評被害等の影響が当社の想定以上に根強く残っていることなどから、想定通りに決済資金等の調達が進まず、当初計画の大幅な見直しを余儀なくされました。

また、既に契約、協定を締結済の案件の決済資金が確保できなければ、売主との協議次第で違約金等が生じる可能性があるだけでなく、「ランド=案件を買えない」という業界での風評が生じる可能性もあります。そのような状況に置かれることは、再生に向けて、大きなマイナスとなることから、当社といたしましては、これらの案件の決済資金等を調達することが喫緊の課題であるものと認識しております。

そのため、当社といたしましては、今後の再生に向け、以下の取り組みが急務であるものと認識しております。

金融機関等からの与信力向上・回復を図るため、財務基盤の強化

新規借入先の開拓。現状では、金融機関等の審査において、当社単独での新規融資のハードルは高いものと推察されるため、強力な支援者(事業パートナー)との提携や共同事業の推進により、事業パートナーの与信を活用し、融資実績を積み上げる。

しかしながら、現状の与信状況や業績だけで、これらを実現させることは非常に難しいと思われ、仮に実現させることができたとしても、相当な時間と労力を要するものと思われ、当社といたしましては、早期に再生を図るためには、思い切った対策が必要だと認識しております。

また、当社といたしましては、再生に向け事業を進めるにあたり、現時点で当社が事業化を計画している案件を、以下の から の各フェーズに区分し、今後検討する新規案件等をフェーズ とした場合、各フェーズの資金を調達できるか否かにより、再生の進捗が変わってくるものと認識しております。

現在契約・協定締結済の案件の決済資金等で必要な資金

取得済案件や の案件にかかる立退き費用や収益性向上に繋がる隣地取得等にかかる追加事業資金等

現在協議中及び協議予定の案件にかかる手付金や立退き費用等

（一部 含む）の案件にかかる決済資金等

今後検討する新規案件等

上記フェーズ から にかかる資金は概算で、フェーズ で11億円程度、フェーズ で8億円程度、フェーズ で20億円程度と積算され、合わせて40億円程度の資金が必要となる見込みであり、フェーズ では、更に50億円程度の資金が必要となる見込みであります。

なお、これらの金額は、現時点で見込んでいる案件における事業資金の概算額であり、地権者等との今後の協議や事業進捗により、対象となる案件の入れ替えや事業スキームの見直し等により、変更となる可能性があります。

フェーズ に関しましては、前述いたしました通り、すでに当初約定の支払期限を過ぎているため、当該資金の確保は喫緊の課題であります。現状の金融機関等との協議状況を勘案すると借入金等による調達は難しいと考えております。

フェーズ 、 のうち、立ち退き費用と手付金等の資金に関しましては、仮に今後の金融機関等との協議が進捗した場合でも、借入金等による調達が難しいと思われる性質の資金であること、今後の地権者等との協議の進捗に応じて資金が必要となること等から、借入金以外の手法で調達する必要があるものと認識しております。

フェーズ の資金に関しましては、借入金等による調達が必要となるものと思われませんが、現状の当社のバランスシート及び与信力ではハードルは非常に高いものと思われま。

なお、フェーズ 及び の資金に関しましては、フェーズ 及び の案件の売却等による資金回収が早まれば、結果として、調達必要額を抑えることや新たな案件への資金投下も可能となることから、当社といたしましては、案件の進捗状況を踏まえ、資金効率を考え、各案件ごとの最適な事業スキームに機動的に対応してまいり所存であります。

フェーズ に関しましては、現時点で多くの不動産案件情報を得ており、今後の協議進捗に合わせ、フェーズ までの案件の売却等による資金回収や、金融機関等からの借入金等により調達してまいり所存であります。

当社といたしましては、 から の各フェーズで積算された資金を全て確保することができ、その資金を現在検討中の案件に投下した場合、ある程度の売上・利益水準（ 1 ）が期待できると認識していることから、これらの資金を確保することができれば、再生に向け大きく前進するものと期待されます。

- 1 あくまでも当社独自のシミュレーションであります。増資により約33億円及び借入金により約55億円をすべて調達し、現在検討中の案件をすべて当初計画通りに事業化できた場合、概算で売上高（見込み）：約100億円程度の成果は見込めるものと認識しております。また、これら案件の売却等により回収する資金を再投下することで、更なる業績の向上を図り、早期再生に向け積極的に取り組んで参る所存であります。

なお、これらの数値は現時点で見込んでいる案件の事業計画に基づく概算額であり、地権者等との今後の協議や事業進捗により、対象となる案件の入れ替えや事業スキームの見直し等により、変更となる可能性があります。

このように当社の財務基盤の強化が急務となっている状況において、これまでに接点のあった複数の投資家との間で、当社の財務基盤強化策について協議をする中、前述しました通り、今回の割当予定先であるEVOを当社代表取締役である松谷昌樹の知人から平成27年5月頃に紹介されたことを契機として、EVOとも、当社の財務基盤の強化策について協議を進めることといたしました。

その結果、他の投資家との協議内容（ 2 ）も慎重に検討したうえで、下記に記載した詳細のとおりEVOを割当予定先とする本件増資が当社の株主を含め、全てのステークホルダーにとってベストであると判断しました。

（ 3 ）

- 2 EVOとの協議を開始した当時、他の投資家からは、MSワラント等での検討が可能であるとの見解が示されたものの、融資枠の検討には至らず、調達総額も10億程度のものであります。また、新株発行であれば、1株あたりの純資産程度でないとは検討できないとのコメントも得ておりました。
- 3 EVOとは、前述いたしましたフェーズ に充当する資金として、総額55億円の融資検討枠の設定につき、合意する予定であります。また、前述のフェーズ に該当する、現在、当社が共同事業方式にて取得を検討している関西圏の土地に対して、前述の55億円の融資検討枠とは別に約53億円の貸し付けを行う意向がある旨の表明をいただいております。なお、当該表明は、本件増資が本定時総会にて承認されるか否かにかかわらず、融資の意向がある旨表明いただいております。対象となる物件を当社が取得できた場合、再生に向け大きく前進するものと期待していただいた証であるものと認識しております。

なお、この規模の増資を引き受けて頂け、かつ、約50億円程度の融資枠設定が可能な投資家は、他にもおりましたが、別枠で約53億円の貸し付けに関する意向表明を出していただける投資家は、現時点ではEVO以外にいないものと考えております。

当初、EVOからは、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、前述のフェーズ から で必要な概ね40億円程度までであれば、自社の投資資金で引き受けが可能であるとの意向を示されたものの、他の協議中の投資家同様、当社に対する投資は、原則として、1株当たり純資産程度(平成27年2月末で約3.6円)でないと検討は難しい旨の見解を聞き、当社といたしましては、当社の現況に鑑み、

ア)現状の当社には、含み益を有するような資産もない事。

イ)現状の当社には、本業以外の事業において、特別なノウハウ等を有しているわけではない事。

ウ)現状の当社のバランスシートでは、金融機関等からの借入(調達)は難しいものと判断し、その様な状況では大きな売上や利益を上げることが難しいと思われる事。

エ)現時点で仕入れに関する契約・協定を締結済の案件に関しても、決済資金等の目途が立たなければ、計画通りのビジネスを続けることが難しいと思われる事。

等から、EVOと協議をすると同時に他の選択肢を探してまいりましたが、まとまった資金の調達には至らず、また、当社の喫緊の課題であります不動産案件における融資についても検討可能な投資家は少なく、新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額が、1株当たり純資産程度でなければ、増資による資金調達を進めることが難しいものと判断いたしました。

しかしながら、当社といたしましては、その様な条件で、単に第三者割当増資だけを行うことは考えられず、当社の現状において、金融機関等からの融資が付かないことが一番の問題点であるものと認識していることから、増資に合わせて、融資枠の設定にご協力いただけることが必須であるものと判断し、約55億円の融資に関する検討枠をアレンジしていただける旨表明いただいたEVOと協議を開始いたしました。

当社といたしましては、新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額が、1株当たり純資産程度とすることは、現状の株価に比べ、有利発行となるものの、調達する資金を活用することで当社の再生に目途が立つ可能性が高いこと、EVOのオーナーであるマイケル・ラーチ氏からは、「当社の展開する不動産事業について、EVOの国内外のネットワークを最大限に活用し、再生に向け協力する」旨の表明を口頭で得たことから、EVOからの金融機関等の紹介や国内外の不動産会社や不動産案件の紹介も期待できること、優良な機関投資家とのネットワークを有しており、これらの活用により新たな取り組みも期待できること等を総合的に勘案し、EVOとの取り組みが、当社再生に向けベストな選択であるものと考えて判断したものであります。

なお、当社の1株当たり純資産は前期(平成27年2月期)末で約3.6円でありましたが、平成28年2月期の業績を加味し、平成28年4月14日付「決算短信」で開示いたしました1株当たり純資産は、0.97円となっております。

当社といたしましては複数の投資家の見解であった1株当たり純資産をベースとした株式の発行及び取得単価(新株予約権の行使価額と発行価額の合計額)は、株式市場における当社株価(前日終値、1・3・6ヶ月平均株価)や新株予約権の評価額と比べて、かなりのディスカウントとなるため、社内のみならず、当社の顧問弁護士や会計士等専門家にも相談の上、当社再生に向けた今後の資金ニーズや東京証券取引所の定める有価証券上場規程等において、300%超の希薄化は上場廃止となる場合がある旨定められていること等を鑑み、慎重に検討して参りました。

しかしながら、案件の決済資金等の調達が喫緊の課題であること、このまま金融機関等から決済資金等の借入(調達)が出来ない状況が続いた場合、手元資金だけでは今後の業績の向上は見込めないこと、支払い済みの手付金等の回収が不調に終われば、会社存続も危ぶまれる状況に陥る可能性があること、金融機関等との協議の中で、現状の当社単独の与信では、融資を実行することが難しいとの見解を複数の金融機関等から示されており、これらの金融機関等からの融資実行を推進するためには、当社の財務基盤を強化するために、当社に対してまとまった資金を投下することができ、かつ相応に与信力のあるEVOの様な投資家との連携が必要であるものと認識していること等を総合的に勘案し、EVOとの取り組みが、これらの当社の置かれた現状を改善し、当社の企業価値向上に寄与するものであるかを慎重に検討した上で、双方が許容できる最大限の条件にてEVOと協議してまいりました。

当社といたしましては、今回の発行条件(A種種類株式1株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式1株あたりの価格3円、取得価額0円、新株予約権の行使価額3円)での増資により新たに発行される株式数は、すべてのA種種類株式が普通株式に転換され、すべての新株予約権が行使された場合、現在の発行済株式に対して296.52%(議決権を有しない株式として250,200株を控除した議決権ベースで296.72%)となり、大幅に希薄化するものの、今回のEVOとの取り組みにより、

当社の与信力の補完が期待できること。(注1)

本件増資が成立することを前提として、EVOのフィナンシャルネットワークを活用し、EVO又は海外の金融機関や投資家等を原資とした、総額55億円の融資に関するファシリティ契約を発行決議後速やかに、EVO アセットマネジメントと、本件増資の払込完了を停止条件として、締結する予定であること。

これを活用し、借入が出来た場合、当社の再生への途が拓ける可能性が高まるものと期待できること。(注2)

なお、当該ファシリティ契約は、物件の取得資金等の融資に関して、検討していただくことが可能な上限55億円の金額枠の設定であります。

また、現在、共同事業にて取得検討中の関西圏の土地に対して、ファシリティ契約の融資検討枠とは別枠で53億円の融資に関する意向がある旨表明いただいております、この対象となる物件が借入実行により取得できた場合、

ファシリティ契約で合意する予定の55億円と合わせては、最大で108億円の融資及び融資枠となる可能性もあり、本件調達による調達する資金33億円と合わせ、最大で141億円を調達できる可能性もあります。当社といたしましては、これらの融資が実行され、新株予約権の行使が進めば、当社の再生に大きく近づくものと期待しております。

上記に加え、EVOのグローバルネットワークを活用した上記以外の海外金融機関等や国内の金融機関等の紹介等、新規開拓に関する協力が得られることを口頭で確認していること、EVOアセットマネジメントとの間で、ファシリティ契約が締結された後、実際に同社からの借入が実現した場合、他の金融機関も新規融資に向け、前向きに検討していただける可能性が高まるものと期待できること。

EVOの保有議決権割合を制限することにより、希薄化をある程度抑制しながら、A種種類株式の発行により前述したフェーズに記載した契約及び協定締結済みである複数の案件の決済資金を確保することが可能となること、EVOからは、当社の企業価値向上に協力いただけることから、当社が調達する資金により、業績向上に繋がる案件の事業化を進めることができるので、それにより業績向上に繋がるとの判断が出来た場合、EVOによる行使はある程度促進されるものと想定しており、フェーズに記載した立退き等の費用や今後協議を進める予定の案件に係る手付金等を、今後の協議の進捗に合わせて、確保できるものと期待していることに加え、本件増資の払込完了を停止条件としたファシリティ契約の合意により、55億円を上限に、個別契約ごとに融資を検討いただけることが出来るため、これを最大限に活用し、借入が出来た場合には、フェーズに記載した、より多くの案件に取り組む事が可能となること。

財務基盤の強化が図れること、増資による資金調達により、財務基盤が強化されれば、当社の連結財務諸表に記載しております「継続企業の前提に関する注記(GC注記)」を解消できると思われること、ファシリティ契約の活用で、物件取得資金の借入ができれば、より多くの事業資金を確保することができ、今後の企業価値向上が期待できること。

本買取契約において、EVOは当社の総議決権数の33.3%を超える数の議決権に係る株式を保有しないものと合意する予定であることから、当社の経営の独立性が維持されること(EVOの投資目的は純投資であり、当社の支配権を獲得することを企図しておりません)。

等のメリットが考えられることから、これにより早期に再生し、業績を向上させることが、結果として企業価値の向上に繋がるものと判断し、EVOと協議の上、現時点で不動産売買契約を締結済みで、当初約定の決済期限を過ぎている2案件の決済に最低限必要な資金の内、手元資金でカバーできない約7.7億円をA種種類株式発行により調達し、既に取得済みの案件や現在売買契約・共同事業協定締結済みの案件の隣地取得や立退き等、収益性の向上に必要な資金や取得に向け協議中又は協議予定の案件の手付金等案件取得にかかる資金は、一度に希薄化することがない様留意し、売り主等との協議の進捗に合わせて、必要な資金を必要な時に機動的に調達できるよう、約23.6億円を新株予約権の発行及び行使により調達することといたしました。

また、本件増資により調達する資金だけでは、現在検討している不動産案件の事業化に要する資金の内、フェーズとフェーズの一部の資金しか調達できず、更なる資金の調達に関して協議すべく、上記に記載しました通り、当社の取得する案件への融資に関する55億円のファシリティ契約を締結する予定であり、これにより物件の取得資金の借入に関して検討していただく金額枠を設定する予定であります。

なお、締結予定のファシリティ契約は、借入に関する検討枠の設定であり、個別案件の収益性等により、融資実行の是非が検討されることとなるため、必ず実行されるとコミットされているものではありません。しかしながら、当社は不動産案件の目利きには自信があり、EVOからも、当社の持つ不動産事業に関するノウハウを評価いただいていること、当社が検討している案件には、相応の資金ニーズがあり、これらの資金を確保することで、企業価値の向上が期待できるものと評価していただいております、融資に関して前向きに検討いただけるものと認識しております。(注2)

また、EVOとは、当初、新株予約権の発行(行使価額3円、全て行使後で825,000,000株)と合わせて、新株発行により275,000,000株を発行価額3円にて割り当てることを協議してまいりました。

当社といたしましては、本件増資は前述しました通り、かなりの希薄化を生じさせ、EVOが取得する1株当たりの取得金額も前日終値に対して相当なディスカウント率となっていることから、既存株主の皆様には本件増資の必要性、調達する資金による早期再生の道筋をご理解いただく必要があるものと認識しております。

そのため、本件増資を既存株主の皆様にも少しでも配慮したものとすべく、EVOと協議を行い、喫緊の資金ニーズに対応しながら極端な希薄化の進行に配慮し、急激な希薄化による経営の不安定化を最小化すべく、A種種類株式の特徴は、普通株式に優先されるものがなく、議決権が付与されないものであります。取得価額0円で取得請求権を随時行使できますが、買取契約により、EVOファンド及びその関連会社の保有する議決権割合が制限されております。

具体的には、EVOと当社との間で締結予定のA種種類株式買取契約書および新株予約権買取契約において、EVOファンド及びその関連会社の保有する議決権割合の上限を33.3%とし、それ以上の保有議決権割合となるA種種類株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使を制限する予定であります。

また、「第一部[証券情報] 第1[募集要項] 4[新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)] (2)[新株予約権の内容等]」に記載しております通り、EVOとは第9回新株予約権の行使に関して、「(注) 1. 第9回新株予約権の特徴」に記載した内容につき合意する予定であり、「第一部[証券情報] 第1[募集要

項] 5[新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)](2)[新株予約権の内容等]に記載しております通り、EVOとは第10回新株予約権の行使に関して、「(注)1.第10回新株予約権の特徴」に記載した内容につき合意する予定であります。これは、第10回新株予約権が資金ニーズ以上に行使されることにより、企業価値の向上に繋がらず、単に希薄化だけが生じる様な事態に陥ることを少しでも抑制できること、割当予定先が第10回新株予約権の譲渡を希望する場合、当社又は当社の指定する者に譲渡予定対価にて譲渡させることができる先買権が付されていること、第10回新株予約権には取得条項が付されており、資金調達ニーズが減少若しくは消滅した場合等、当社が必要と判断した場合には、第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができること等、当社に一定の裁量を付与するものであります。

なお、議決権割合の上限を定めることにより、一定の希薄化の抑制にはなるものの、資金ニーズがあるにもかかわらず、EVOによる新株予約権の行使が進まず必要な資金が調達できない可能性があります、「(注)本新株予約権の特徴」に記載しました通り、当社の指定する第三者へ第10回新株予約権の一部を払込価額にて譲渡させることにより、当該別の投資家が割当予定先に代わって行使すれば、必要な資金を調達できる可能性があります。

当社といたしましては、これまで同様、金融機関等との協議は継続いたしますが、これまでに、数十社にもおよび金融機関等と、現状できうる限りの手は尽くして協議してまいりましたが、現状の当社の財務基盤やG C注記の付された状態で、融資実行に至った金融機関等は僅か1行であり、それ以外の金融機関等からの融資も、現時点でその実行に向けた協議が整っているものではなく、その状況を打開する具体的な手立てに乏しい状況にあります。

しかしながら、その中の複数の金融機関等からは、さらなる資本増強や与信力のある投資家等との提携、G C注記の解消等により融資に関する検討は可能となる旨の見解も示されており、EVOとのA種種類株式及び新株予約権の発行による資本増強に加え、EVO又は海外の優良な金融機関や投資家等との間で、ファシリティ契約を締結し、借入に関する検討枠の設定に合意することができれば、当社の資金調達力が向上するため、これら金融機関等との協議が進捗することも期待され、これらにより、再生に向け業務も正常化し、企業価値の向上が期待されます。

すなわち、増資により資金を調達できなければ、与信回復や財務基盤の強化には相当の時間を要するものと思われるだけでなく、金融機関等から融資を受けられるようになるにも、相当の時間を要するか、様子見の状況のまま、期待通りには進まないことも考えられます。

なお、増資や借入等により案件の取得資金が確保できなければ、売り上げを上げられず、利益を計上できない可能性もあり、その様な事態になれば、前回増資により調達した資金を運転資金で費消するだけとなり、数年(1から2年)後には資金が不足する可能性も否めず、万一その様な事態に陥り、新たな資金調達が出来なければ、会社存続も危ぶまれます。

さらに、前述しました通り、違約金等を請求される可能性もあり、その場合、更に短期間で資金が枯渇すること考えられます。

また、当社は、リーマンショック以降9回の第三者割当増資を実施し、約67億円の資金を調達してまいりましたが、その過程において、これまでに多くの投資家と当社の資本政策に関して、協議してまいりました。その上で、これまでの引受先も含め、これだけの規模の増資を引き受け、かつ融資枠を設定するとともに、当社の再生に寄与することが期待できる案件に関して、融資検討枠とは別枠で融資に取り組んでいただけ、さらに相応の与信力を有する( )投資家は、現状、EVO以外にいないと思われ、EVOが割当予定先として最適であると判断しております。(実際に、前述のとおり平成27年5月頃からEVOと本件増資に向けた協議を開始した後にも、当社は他の複数の投資家と当社の財務基盤の強化策について協議してきたものの、案件の融資も含めて考えた場合、本件より当社にとって有利な条件を提示した投資家は現時点までおりません。)

EVOは、大手機関投資家との提携等の実績を数多く有しており、本件増資による取り組みで、当社の与信力も向上することが期待できるものと認識しております。

仮に本件増資を見送り、今後の協議により、本件増資よりも発行条件等が緩和された増資を引き受けて頂ける投資家が見つかったとしても、ここまでの規模(総額約33億円)の引き受けが可能な投資家はそれほど多くはなく、融資検討枠の設定が可能な投資家は限られると思われ、最終的には合意には至らなかったケースがありました。)そのため、これまでと同様の小規模な増資を複数回繰り返す行方としても、増資の規模にかかわらず、投資家との協議には相応に時間を要すると思われることや、希薄化次第では株主総会の開催が必要となること等を考慮すると、年に1~2回程度が現実的と思われ、再生を実現させるための事業資金の調達に数年かかることとなるため、短期間で財務基盤の強化や与信力の抜本的な改善には至らないこと等から、結果として、金融機関等の評価を得ることは難しく、業績向上に向けた借入(調達)も出来ない状況が続く可能性が高いと思われ、

また、不動産事業の場合、案件によって異なるものの、資金投下してから資金を回収するまでの期間は相応に長く、小規模の増資では、取り扱う案件数を増やすのにも時間がかかり、その間の運転資金も必要となることから、業績を積み上げて再生するまでに相当な時間がかかるだけでなく、結果として希薄化が進み、本件増資にて想定している大幅な希薄化と同じような状況になる可能性も否めません。

今回の増資により、発行済株式総数は、大幅に希薄化するものの、本A種種類株式発行及び新株予約権の発行・行使により、財務体質の改善につながり、また、現在協議中の案件にかかる決済資金等を確保することが可能となります。

さらに本件増資を前提としたファシリティ契約の締結を予定しており、これを活用し、借入を行うことができれば、金融機関等や取引先に対する当社の与信力が飛躍的に向上し、当社の業績目標達成に向けた確実な経営基盤が整備されるものと認識しております。

また、本件増資により資金を調達できれば、財務基盤が強化され、G C注記の解消が見込まれること、契約予定のファシリティ契約が締結でき、借入が実行された場合、再生に向けた今後の事業資金の確保も期待できることから、金融機関等との借入に関する協議も大きく前進するものと期待され、当社の業績向上に寄与するものと思われ

ます。  
なお、本新株予約権に関しても、全てが行使された場合、大幅に希薄化するものの、一度に極端な希薄化が生じることがないように留意しながら行使していただく様当社からE V Oに要請したところ、E V Oから、保有する議決権割合に一定の制限を付けることを提案され、その旨合意する予定であります。また、E V Oからは、今後の案件の進捗とその資金ニーズに応じて機動的に資金を調達することができるよう協力する旨の意向を口頭にて得ております。

当社といたしましては、経営再建という本件の特質からしても、E V Oの持つ資金力を背景とした融資枠の設定と増資による自己資本の増強を合わせて行う本件増資こそがそれに沿うものだと考えております。本増資により調達した資金を下記「3.(2) 調達する資金の具体的な使途」で詳細に記載いたしました用途に充当することで、売上の拡大、財務及び事業基盤の強化等が見込まれることから、本増資は、当社の将来にわたる収益性の向上に寄与することが可能と考えております。これらの点やE V Oの協力により、金融機関等との協議も進展が期待できること等を総合的に勘案し、当社の早期再生に向け、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

注1 必要に応じて、当社とE V OがS P C等を組成し、相互に出資した上で、金融機関等からのノンリコースローン等を活用して不動産を取得・開発する等、E V Oと共同して事業を展開することも可能となり、E V Oの与信を最大限に活用し、金融機関等からの融資実績を積み上げることも期待されます。

注2 当社は、本件増資が平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会にて承認されることを停止条件として、E V O及び海外の優良な金融機関等や投資家の資金による総額55億円のファシリティ契約を発行決議後速やかに締結する予定であります。なお、当社とE V Oアセットマネジメントとの間で、ファシリティ契約を本定時株主総会の前日までに契約できなかった場合、本件増資を取りやめる予定であります。今後、ファシリティ契約を締結した時点で、その旨速やかに開示させていただきます。

また、ファシリティ契約には、下記の条件が付される予定であります。

#### [ ファシリティ契約の概要 ]

締結予定日：発行決議後速やかに締結予定

期間：当該ファシリティ契約の締結日から5年間

金利：L I B O R + 5.8% ( 3ヶ月ごとに見直し)

ファシリティフィー：原則として、なし。

事務手数料：別途、個別貸付契約において定める。

なお、ファシリティ契約は、当社が不動産を取得する場合の、取得資金の一部の融資に関して検討していただく融資枠の設定であり、融資実行に際しては、当社が取得予定の案件毎に、融資の可能性につき審査する旨の説明を受けており、個別借入の協議が調わなかった場合、借入ができない可能性があります。しかしながら、E V Oからは当社の不動産事業におけるノウハウを高く評価されており、当社が取り扱う不動産案件への融資実行により、より多くの案件を取扱うことが可能となり、これにより業績の向上がはかれれば、当社の企業価値向上に繋がるものと期待されることから、E V Oにとってもメリットとなるため、融資に関して、前向きに検討いただけるものと期待しております。

なお、同ファシリティ契約を活用し、E V Oから紹介された案件を取得する場合には、E V Oとの間で利益相反とならない様、留意いたします。具体的には、案件の実質的な所有者等がE V Oである場合や当該紹介にかかる紹介料等をE V Oに支払う場合、その対価が適正な価格であるか等を当社投資委員会にて常勤監査役立会いのもと、検討・精査の上、当社取締役会での承認を要することを規定する予定であります。

#### (3) 他の調達方法と比較した場合の特徴

当社といたしましては、資金調達の方法に関して、様々な選択肢を検討してまいりました。

まず、借入金等による資金調達ですが、前述しました通り、これまで、数十社に及び金融機関等とできうる限りの手を尽くして協議してまいりましたが、当局の本件調査が終了したとはいえ、それに起因した風評被害が未だ根強く残っていることやG C注記が付された状況では、金融機関等における当社の信用状態は良好とは言い難く、当社への融資に関して、金融機関等として慎重にならざるを得ない状況であると思われ

また、その中の複数の金融機関等からは、更なる資本増強が出来れば前向きに検討いただける旨の見解を得ていることから考えても、現状の当社の財務基盤と与信力では、物件の担保評価にかかわらず、借入による資金の調達には困難であると考えざるを得ません。

当社といたしましては、本件増資により財務基盤を強化した後は、決済資金等の融資に関して、継続して金融機関等に協議をお願いしていく所存であるものの、既に協定・契約済の案件の中に、当初約定の決済期限を経過している案件が複数あり、今後の協議次第では違約金等が生じる可能性もあることから、早期に資金を確保する必要があるため、資本金の資金調達が適切であると判断いたしました。

また、公募増資あるいはライツ・オファリングを実施しても、現状の当社の財務基盤や業績、出来高や株価の動向を鑑みると、必要資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であるものと想定されること、上記の通り早期に調達の目途をたてることが重要であると思われること、資金の調達だけでなく金融機関等から案件取得にかかる融資を受けられる体制を早期に構築することで、当社の完全復活を可能とするものと考えられること等から、当社の現状に理解を頂いた投資家を対象とする第三者割当という方法を選択するのが最適であるという結論に至りました。

なお、一度に大幅な希薄化が生じることを少しでも軽減すべく、新株発行に代わり、A種種類株式を発行することといたしました。また、合わせて新株予約権の発行により資金を調達することといたしました。A種種類株式には議決権がなく、随時普通株への取得請求権を行使できますが、A種種類株式買取契約書及び新株予約権買取契約書で保有する議決権を33.3%以下とすることにつき、EVOから提案を受け、その旨EVOと合意する予定であります。

加えて、現在協議が進捗している案件以外に、協議中及び今後協議する予定の案件を用途として見込んでいることから、A種種類株式の発行による調達の他に、新株予約権の発行を行い、事業の進捗状況に応じてこれを行っていただくことで、一度に希薄化することを極力おさえることが可能となること、現時点において、当社の早期再生に寄与するものと思われるこの規模の増資を引き受けられかつ融資枠の設定に応じられる引受先は、EVO以外にはいないこと等を総合的に勘案し、今回の調達方法を選択いたしました。

#### (4) 本件増資後の経営権について

EVOからは現在の経営陣に関して、将来に亘り適切に会社を経営するに十分な能力がある、と信頼している旨、表明いただいております。また、かかる現経営陣に対する信頼の証として、本案件を進めていくにあたり、A種種類株式の転換及び新株予約権の行使に関しましては、EVOと当社との間で締結予定のA種種類株式買取契約書および新株予約権買取契約において、行使後におけるEVOの議決権保有割合が33.3%以上とならないように転換及び行使する旨合意する予定であります。

なお、上記が割当予定先の表明である事を書面にて確認しております。

#### (5) その他

本A種種類株式1株の発行価額300円を、取得請求権の行使により発行される普通株式100株で除して換算した普通株式1株あたりの価格3円(取得価額0円)は、発行決議日の前日終値13円及び直近の平均(1・3・6ヶ月)株価と比べ、有利発行となる可能性があるため、平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

また、新株予約権に関しましては、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが、モンテカルロシミュレーションにより算定したところ、オプションバリューの評価額は新株予約権1個当たり第9回新株予約権が23,350,000円(4.67円/株)、第10回新株予約権が650,000円(0.13円/株)となっておりますが、EVOには新株予約権1個当たり60,000円で発行するため、有利発行に該当する可能性があり、同じく平成28年5月31日開催予定の当社定時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。なお、A種種類株式に関しては、第三者評価機関による評価の算定を行っておりません。

また、定時株主総会においては、本A種種類株式の有利発行決議と新株予約権の有利発行決議は別の議案となっておりますが、EVOの意向は、A種種類株式の発行及び新株予約権の発行は不可分一体であり、定時株主総会において、定款の変更及びA種種類株式の発行並びに新株予約権の発行のどれか一つでも否決された場合、本件増資は失権することになります。

当社は、前述いたしました通り、これまでに複数回増資を実施し、その資金を活用することにより少しずつではありますが再生に向け進んでまいりましたが、再生完結にはあと一歩のところまで来ているものの、現状、完全復活するまでには至っておりません。

当社といたしましては、本件増資により調達する資金は、当社の売上増加のための資金であり、当社の業績回復及び業務の拡大に寄与するものと認識しており、本件増資の資金用途については合理性があるものと判断しております。

また、本件増資を前提として、EVOとの間で締結に向け協議中のファシリティ契約により借り入れることができれば、借入(調達)する資金と本件増資により調達する資金を合わせることにより、取り扱う案件の規模や数量が拡大するものと思われることから、収益性の向上が期待され、再生に向け大きく前進できるものと認識しております。

す。さらにEVOとの取り組みにより、同社の与信力を最大限に活用することで、他の金融機関等との融資に関する協議も進捗するものと考えており、当社の再生完結に向け大きく前進するものと期待しております。

なお、当社といたしましては、今回の増資を当社の再生に向けた最終ステージのエクイティファイナンスと位置づけ、この資金を活用し、一日も早く会社の正常な姿を取戻し、新たなステージに向けて飛躍したいと考えており、役員一丸となって取り組んでまいり所存であります。

株主・投資家の皆様のご理解を賜りたく存じます。

(6) 株式貸借に関する契約

割当予定先からは、現時点では、当社株式の借株を行わない旨、報告を受けております。しかしながら、今後の株価動向等の市場環境の変動によっては、借株を行う可能性がある旨口頭にて報告いただいております。

また、当社株式の貸株を行わない旨合意しております。その場合には、速やかに開示いたします。

また、当社及び割当予定先との間には、その他特段の付帯契約がないことを確認しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期）及び四半期報告書（第20期第3 四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年4月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 株式の希薄化について

本第三者割当増資によるA種種類株式及び第三者割当により発行する新株予約権の目的である株式を合わせた1,100,000,000株は、平成28年4月21日現在の当社の発行済株式総数370,974,000株の296.52%（A種種類株式の取得請求権の行使及び新株予約権の行使の完了後の発行済株式総数の74.78%）にあたり、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

#### 割当予定先が大株主となるリスクについて

今回のA種種類株式の取得請求権の行使及び新株予約権の行使が完了した場合には、割当予定先であるEVO FUNDは当社の主要株主となり、その議決権所有割合は最大で74.78%程度となる見込みです。このため、EVO FUNDの議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える可能性があります。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成27年5月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年4月22日）までの間に、次の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月3日提出の臨時報告書）

#### 1 [提出理由]

平成27年5月28日開催の当社第19回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を変更する。

第2号議案 取締役4名選任の件

松谷昌樹、佐瀬雅昭、渡部隆及び神田威志を取締役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
第1号議案	1,637,493	115,287	0	(注)1	可決 91.87
第2号議案					
松谷 昌樹	1,704,492	48,658	0	(注)2	可決(97.68%)
佐瀬 雅昭	1,723,490	29,660	0		可決(98.17%)
渡部 隆	1,735,771	17,379	0		可決(98.18%)
神田 威志	1,723,370	29,780	0		可決(98.55%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成28年4月20日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

1 当該事象の発生年月日

平成28年3月31日(取締役会決議日)

2 当該事象の内容

当社は、手元資金を確保すべく、資金回収を優先するため、固定資産として保有する土地(以下「本件土地」といいます。)の売却につき、これまでに複数の相手先と協議してまいりました。

今般、相手先との協議が調ったため、当該土地を売却することといたしました。

なお、本件土地の譲渡に伴い、平成28年2月期決算において、後発事象として約3億円の減損損失を計上することとなります。

3 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成28年2月期において、約3億円の減損損失を計上いたします。

（平成28年4月20日提出の臨時報告書）

1 [ 提出理由 ]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

1．当該事象の発生年月日

平成28年4月14日（取締役会決議日）

2．当該事象の内容

当社取引先に対する未回収債権について、相手先の経営状況及び財務状況に関して保守的に検討した結果、当該債権の回収見込みが不確定であるため、当該未回収債権に関して、監査法人とも協議の上、平成28年2月期において、貸倒引当金（220,000千円）を計上することと致しました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成28年2月期において、約220百万円の貸倒引当金を繰入額を営業外費用に計上いたします。

（平成28年4月20日提出の臨時報告書）

1 [ 提出理由 ]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

1．当該事象の発生年月日

平成28年4月14日（取締役会決議日）

2．当該事象の内容

当社の100%子会社であります株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議いたしました。

これに伴い、平成29年2月期第1四半期連結会計期間において、関係会社株式売却益として、約78百万円の特別利益を計上する見込みとなりました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年2月期において、約78百万円の特別利益を計上いたします。

3 最近の業績の概要

平成28年4月14日開催の取締役会において決議された第20期（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）に係る連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	687,576	483,257
販売用不動産	153,225	-
仕掛販売用不動産	-	148,953
共同事業出資金	373,500	44,100
貯蔵品	37	35
前渡金	207,000	213,791
未収入金	-	65,258
その他	162,704	33,851
貸倒引当金	3,256	415
流動資産合計	1,580,788	988,832
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,761	7,761
減価償却累計額	1,890	2,784
建物及び構築物（純額）	5,870	4,976
土地	541,477	200,000
その他	18,961	25,289
減価償却累計額	17,156	21,513
その他（純額）	1,805	3,776
有形固定資産合計	549,153	208,753
無形固定資産		
その他	2,285	2,011
無形固定資産合計	2,285	2,011
投資その他の資産		
投資有価証券	27,304	24,229
差入保証金	16,612	11,285
長期貸付金	6,322	225,676
長期未収入金	88,848	90,374
貸倒引当金	56,115	277,627
投資その他の資産合計	82,972	73,938
固定資産合計	634,412	284,703
資産合計	2,215,200	1,273,536

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	108,225	93,225
1年内返済予定の長期借入金	274,551	274,551
未払金	104,895	21,273
未払費用	257,421	275,955
未払法人税等	100,331	94,743
賞与引当金	-	2,041
その他	15,220	12,632
流動負債合計	860,645	774,423
固定負債		
長期借入金	-	140,000
固定負債合計	-	140,000
負債合計	860,645	914,423
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,006,422	7,006,422
資本剰余金	6,771,142	6,771,142
利益剰余金	11,982,805	12,978,247
自己株式	440,204	440,204
株主資本合計	1,354,554	359,113
純資産合計	1,354,554	359,113
負債純資産合計	2,215,200	1,273,536

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
売上高	742,614	852,896
売上原価	255,021	978,602
売上総利益又は売上総損失( )	487,593	125,705
販売費及び一般管理費	407,629	354,431
営業利益又は営業損失( )	79,963	480,136
営業外収益		
受取利息	4,355	5,791
受取手数料	18,043	9,997
受取賃貸料	19,630	11,897
法人税等還付加算金	6,036	4,294
その他	6,767	6,351
営業外収益合計	54,833	38,332
営業外費用		
支払利息	39,676	20,979
株式交付費	13,796	-
貸倒引当金繰入額	3,150	220,595
その他	202	205
営業外費用合計	56,825	241,779
経常利益又は経常損失( )	77,971	683,584
特別利益		
債務免除益	3,987	1,824
その他	-	108
特別利益合計	3,987	1,932
特別損失		
減損損失	-	341,477
固定資産売却損	98,165	-
その他	1,194	12
特別損失合計	99,359	341,490
税金等調整前当期純損失( )	17,400	1,023,141
法人税、住民税及び事業税	1,752	1,587
法人税等還付税額	69,499	29,287
法人税等合計	67,747	27,699
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	50,346	995,441
当期純利益又は当期純損失( )	50,346	995,441

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	50,346	995,441
包括利益	50,346	995,441
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	50,346	995,441
少数株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	6,526,123	6,290,843	12,033,152	440,204	343,610	343,610
当期変動額						
新株の発行	480,298	480,298			960,597	960,597
当期純利益又は当期純損失( )			50,346		50,346	50,346
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	-
当期変動額合計	480,298	480,298	50,346	-	1,010,944	1,010,944
当期末残高	7,006,422	6,771,142	11,982,805	440,204	1,354,554	1,354,554

当連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	7,006,422	6,771,142	11,982,805	440,204	1,354,554	1,354,554
当期変動額						
新株の発行					-	-
当期純利益又は当期純損失( )			995,441		995,441	995,441
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	-
当期変動額合計	-	-	995,441	-	995,441	995,441
当期末残高	7,006,422	6,771,142	12,978,247	440,204	359,113	359,113



## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	17,400	1,023,141
減価償却費	2,337	6,179
減損損失	-	341,477
債務免除益	3,987	-
有形固定資産売却損益( は益)	98,165	-
関係会社株式売却損益( は益)	425	-
投資有価証券評価損益( は益)	769	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	2,110	218,671
賞与引当金の増減額( は減少)	3,620	2,041
受取利息及び受取配当金	4,126	5,614
支払利息	39,676	20,979
たな卸資産の増減額( は増加)	698,886	306,173
前渡金の増減額( は増加)	100,000	33,791
未払金の増減額( は減少)	3,722	83,621
前払費用の増減額( は増加)	4,366	13,478
その他	10,152	39,746
小計	695,334	276,913
利息及び配当金の受取額	2,880	6,046
利息の支払額	5,220	2,117
法人税等の支払額	73,822	27,564
営業活動によるキャッシュ・フロー	623,851	245,419
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	6,773
有形固定資産の売却による収入	353,990	-
短期貸付金の純増減額( は増加)	32,000	88,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	456	-
その他	43,995	10,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	366,442	83,899
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	550,000	15,000
長期借入金の返済による支出	360,700	-
株式の発行による収入	446,801	-
長期借入れによる収入	-	140,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	636,101	125,000
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	378,692	204,318
現金及び現金同等物の期首残高	308,884	687,576
現金及び現金同等物の期末残高	687,576	483,257

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

当連結会計年度においては、早期の業績回復に向け、仕掛中及び協議中の不動産案件に対する融資を受けるための協議を金融機関等と継続してまいりました。

しかしながら、多くの金融機関等においては、平成24年12月に行われた証券取引等監視委員会及び神奈川県警による調査に起因した風評被害等が未だ根強く残っていることや、当社グループの財務基盤が未だ脆弱であること等の理由から、当該融資協議につきまして、想定した以上に時間がかかっており、当社グループの財務基盤の強化及び信用の回復が喫緊の課題となっております。

そのため、営業活動自体にも遅れが生じており、事業資金の回収を優先するため、事業化に至った不動産案件についても、当初想定した売却予定額よりも低額にて譲渡せざるを得ない状況となったことにより、当連結会計年度においては、995百万円の当期純損失を計上することとなりました。

また、依然として当連結会計年度末時点においては、既存の借入金等の一部については、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をお願いしている状態であります。

以上のような状況により、当社グループには、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、下記施策の確実な実行により、早期に大幅な改善が実現できると考えております。

## (1) 当社グループの財務基盤の強化と案件仕入の推進

当社グループは、不動産事業においては、物件の仕入力と販売力には定評があるものと自負しており、必要に応じた資金の調達を円滑に行うことができれば、積極的に仕入を行うことが出来るため、成長路線に戻せると確信しております。

そのため、継続して金融機関等との交渉を行いながら、懸案となっている当社グループの財務基盤の強化に向けて、引き続き様々な調達手法を検討し、適宜必要な資金を調達してまいり所存であります。

## (2) 既存債権者との協議

既存の借入金等につきましては、返済条件の見直しを行うことにつき、債権者にご協力をいただいております。引続き担保物件の処分も含め、債権者と個別に協議しながら進めてまいります。

しかしながら、金融機関等との交渉状況によっては、当社グループの想定通りに仕入が進まない可能性があることや、財務基盤の強化に関しましても、経済環境や金融市場の影響を受けること、また、債権者との返済条件の見直し交渉についても、関係者との協議を行いながら進めている途上であること等から、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表は継続企業を前提に作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

## (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社ランド名古屋  
有限会社エル・ディー・プランニングA  
合同会社エースリー

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

)販売用不動産、仕掛販売用不動産、共同事業出資金及び未成業務支出金

個別法

)貯蔵品

最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)については定額法、その他については定率法によっております。

ただし、連結子会社資産の一部については定額法によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率による貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

## (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

## 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

## 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## （セグメント情報等）

## a. セグメント情報

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり純資産額	3円65銭	0円97銭
1株当たり当期純利益(損失)	0円16銭	2円69銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額については、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額については、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。

## （注） 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり当期純利益又は損失金額		
当期純利益(損失)(千円)	50,346	995,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(損失)(千円)	50,346	995,441
普通株式の期中平均株式数(株)	307,823,715	370,726,003

## （重要な後発事象）

## 子会社株式の譲渡について

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、経営資源の集約を目的として、連結子会社である株式会社ランド名古屋の全株式を譲渡することを決議し、同日付で譲渡いたしました。

これに伴い、平成29年2月期第1四半期連結決算において、関係会社株式売却益として、約78百万円の特別利益を計上する見込みであります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日	平成27年5月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第3四半期)	自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日	平成28年1月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 5月28日

株 式 会 社 ラ ン ド  
取 締 役 会 御 中

## 監 査 法 人 元 和

指定社員 公認会計士 星 山 和 彦  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加 藤 由 久  
業務執行社員

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は依然として既存のプロジェクト資金等については、物件の販売スケジュールに合わせて返済条件の見直しを行うことにつき、債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ランドの平成27年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ランドが平成27年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

株式会社ランド  
取締役会御中

### 監査法人元和

指定社員 公認会計士 星山和彦  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加藤由久  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドの平成27年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は依然として既存のプロジェクト資金等については、物件の販売スケジュールに合わせて返済条件の見直しを行うことにつき、債権者に協力を要請している状態である。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年1月8日

株式会社ランド  
取締役会御中

## 監査法人元和

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山野井 俊 明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 由 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年3月1日から平成27年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は新規融資に関して金融機関等との協議を継続しており、また、既存の借入金等の一部について返済条件の見直しにつき債権者に協力を要請している状態である。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。